



就学援助制度

新入学学用品準備費の入学前支給のお知らせ

多可町教育委員会

平成29年度から、就学援助費のうち、入学に必要な学用品を購入する費用の一部として「新入学学用品準備費」を、入学前に支給します。希望される方は、下記内容をご確認のうえ、申請してください。

※平成29年度就学援助を受給中の方は、誓約書兼同意書のみ提出してください。

1. 援助対象となる方

1. 児童扶養手当の支給を受けている方（母子・父子家庭等に支給される手当）

2. 次のいずれかに該当する世帯

- (ア) 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている（ただし家屋新築によるものは除く）
- (イ) 国民年金保険料の全額免除を受けている
- (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けている
- (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
- (オ) 職業安定所登録日雇労働者である

3. 平成28年中の世帯の合計所得が別に定める所得基準額（※別表1）以下の世帯

4. 町民税が非課税の世帯

5. その他特別の理由のある方で教育委員会が協議して必要と認める方

所得基準額（※別表1）

（単位：円）

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごと
平成28年中 合計所得金額	1,780,000	2,216,800	2,516,000	2,820,000	430,000

（注）1. 給与所得のみの方は、「給与所得控除後の金額」、給与所得以外の方は、「所得額」。

2. 所得のある人が同一世帯の中で2人以上の場合は、合算した額で算定すること。

2. 申請書の提出期間

提出期間	提出場所
1月15日(月)～2月15日(木) ※提出期間を厳守してください。	お子様が在籍する小学校 または 教育委員会（教育総務課）

3. 援助の内容

新入学学用品準備費 47,400円 支給時期 平成30年3月上旬 予定

4. 申請の方法

申請を希望される保護者は、各小学校または教育委員会教育総務課へ申し出てください。
申請書をお渡ししますので、申請書とともに、下記の必要な書類を添付して申請してください。

下欄の1～5いずれかに該当する方	必要な添付書類
1. 児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書のコピー
2. 次のいずれかに該当する (ア) 個人事業税または固定資産税の減免 (イ) 国民年金保険料の全額免除 (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている (オ) 職業安定所登録日雇労働者である	認定通知書のコピー（認定期間の記載要）
3. 平成28年中の世帯の合計所得が基準額以下である	平成29年度(平成28年中)の所得証明書 (世帯全員の記載要)
4. 町民税が非課税である	平成29年度(平成28年中)の課税証明書 (世帯全員の記載要)
5. その他特別の理由がある	平成29年度(平成28年中)の所得証明書(世帯全員の記載要) 認定にかかる協議申出書・その他必要な書類

5. Q & A (よくある質問を掲載しますので参考にしてください。)

Q1

今回の新入学学用品準備費が支給された場合、平成30年度就学援助(学用品費・学校給食費等)の申請は必要ですか。

A1

新入学学用品準備費(29年度)の支給と平成30年度就学援助は、所得審査基準が異なるため、それぞれ申請が必要です。
入学後に就学援助の申請をしてください。改めて案内チラシを生徒全員に配布します。

Q2

今回の新入学学用品準備費は申請しませんが、入学してから平成30年度の申請をした場合、新入学学用品費は支給されますか。

A2

多可町に居住し、平成30年度就学援助が認定になれば支給します。(7月支給予定)
※ただし、6月15日以降に申請された場合は支給されません。(その他の学用品費等は、認定後の月割した額を支給します。)
また、今回の新入学学用品準備費の支給を受けた方は、30年度の新入学学用品費は支給されません。

Q3

新入学学用品準備費の認定審査の所得基準は、いつの所得でしますか。

A3

今回の新入学学用品準備費は、平成28年中所得で審査します。
平成30年度就学援助(学用品費・学校給食費等)の申請に関しては、平成29年中所得で審査します。

6. お問い合わせ先

お子様が在籍されている小学校または、
多可町教育委員会 教育総務課 就学援助担当 (TEL 32-2384 (直通))
ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。